

## 賃金引上げ枠申請のQ & A

### 【1. 賃上げの時期について】

- ①Q. 交付申請前に賃上げを実施したが、賃金引上げ枠の申請は可能か。  
A. 令和8年2月1日以降の引上げであれば賃金引上げ枠の申請が可能です。
- ②Q. 賃上げ要件を達成するため一時的な賃上げを行い賃金引上げ枠を申請することは可能か。  
A. 認められません。賃上げ要件を達成する目的のみをもって一時的な賃上げを実施した事実が判明したときは、交付決定を取り消します。
- ③Q. 従業員への賃金引上げの表明はどのように行えばよいか。(交付申請後に賃上げを実施する場合)  
A. 事業所内の適当な場所(掲示板等従業員が容易に確認できる箇所)に掲示するか、各従業員への配布やメール等により周知を行ってください。

### 【2. 賃金算定期間について】

- ①Q. 賃金算定期間が20日締めの場合、1/1~1/31の期間で計算し直す必要があるか。  
A. **1月支給分の賃金**でお考えください。賃金の締め日は事業者ごとで異なりますので問題ありません。

### 【3. 対象となる従業員について】

- ①Q. 令和8年1月末日時点では在籍しており、令和8年3月に賃上げ実施後、令和8年4月に退職した従業員がいる。当該従業員も賃上げ要件の算定対象になるか。(交付申請は令和8年5月)  
A. 交付申請時点で賃上げを実施している場合、交付申請時点で退職している従業員も賃上げ前後に在籍していれば算定対象になります。
- ②Q. 令和8年1月末日時点では在籍しており、令和8年3月に退職した従業員がいる。令和8年5月の補助金交付申請後、10月に賃上げを実施した場合、当該従業員も賃上げ要件の算定対象になるか。

A. 交付申請後に賃上げを実施する場合、交付申請時点で退職している従業員は算定対象になりません。

③Q. 令和8年1月末日時点では従業員を一人も雇用していなかったが、その後交付申請時点までに従業員を雇用した場合は賃金引上げ枠申請の対象となるか。

A. 令和8年1月末日時点では従業員を一人も雇用していない場合でも、令和8年2月1日以降、賃上げ前後を比較できる従業員がいる場合、特例として賃金引上げ枠申請の対象となります。

④Q. 育休、産休中の従業員は賃金引上げの対象となるか。

A. 当該従業員に賃金が発生していれば含め、賃金が発生していなければ含まれません。なお、育休、産休により賃金が減少する場合は計算から除外することが可能です。

⑤Q. 専従者は賃金引上げの対象となるか。

A. 対象となりません。

⑥Q. 関連会社からの出向社員は賃金引上げの対象となるか。

A. 当該従業員に賃金を申請事業者が負担していれば対象となりますが、申請事業者が賃金を負担していなければ対象となりません。

#### 【4. 1日の労働時間について】

①Q. 賃上げ月に就業規則の変更などにより、「1日の労働時間」に変更があった場合、賃金引上げ要件確認書にどのように記載すればよいか。

A. 変更後の内容を反映した「1日の労働時間」を賃上げ後シートに入力ください。その際、変更前と変更後の就業規則とあわせて、雇用形態のわかる書類（雇用契約書など）をご提出ください。

#### 【5. その他】

①Q. 結果的に賃上げが実施できなかった場合はどうなるのか。

A. 通常枠での補助率および補助上限額による補助金の確定を行います。